



みなし小売電気事業者特定小売供給約款
料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書

北電販料企第2号
令和2年9月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第23条第7項	特殊変動費の差異を勘案して設定した基準

(別紙)

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準
[第23条第7項関係]

第23条第6項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

現行の特定小売供給約款の料金を設定した基準を基に、料金率は、特定需要の特殊変動費に準拠し、電気の使用形態等を勘案の上、使用電力量あたりの負担が等しくなるよう設定する。